

京都市交響楽団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、京都市交響楽団が市民の情操を豊かにし、音楽芸術を通じた文化芸術都市の創生(京都文化芸術都市創生条例第2条に規定する文化芸術都市の創生をいう。以下同じ。)に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、同楽団の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「京都市交響楽団」とは、本市が昭和31年4月に設置し、この条例の公布の日において公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団が運営するオーケストラをいう。

(京都市交響楽団の役割)

第3条 京都市交響楽団は、本市との協働の下、音楽芸術を通じた文化芸術都市の創生に積極的に取り組むものとする。

2 京都市交響楽団は、市民に愛され、世界に誇れるオーケストラとなることを目指し、演奏技術の向上に努めるものとする。

(本市の責務)

第4条 本市は、京都市交響楽団の活動のため、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。